

平成29年度から新しい制度ができました

沿道活性化にぎわいづくり補助金制度

地区計画区域内で住宅・店舗等を建築される方へ

この制度は、市街化調整区域の地区計画区域内で住宅・店舗等の建築を促進し、地域を活性化させようというものです。

どこで…

1. 市街化調整区域の地区計画区域の内、次の2地区内で
 - ①旧母里村役場跡周辺地区
 - ②旧加古村役場跡周辺地区



いつまでに…

2. 令和12年9月17日までに

どのような場合に…

【住宅】



3-1. 住宅を新築・改築されお住まいになった場合に

【住宅以外】



3-2. 住宅以外(店舗等)を新築・増改築され営業された場合に



どのくらい…

4-1. 18万円分の町共通商品券を交付します。(1回限り)

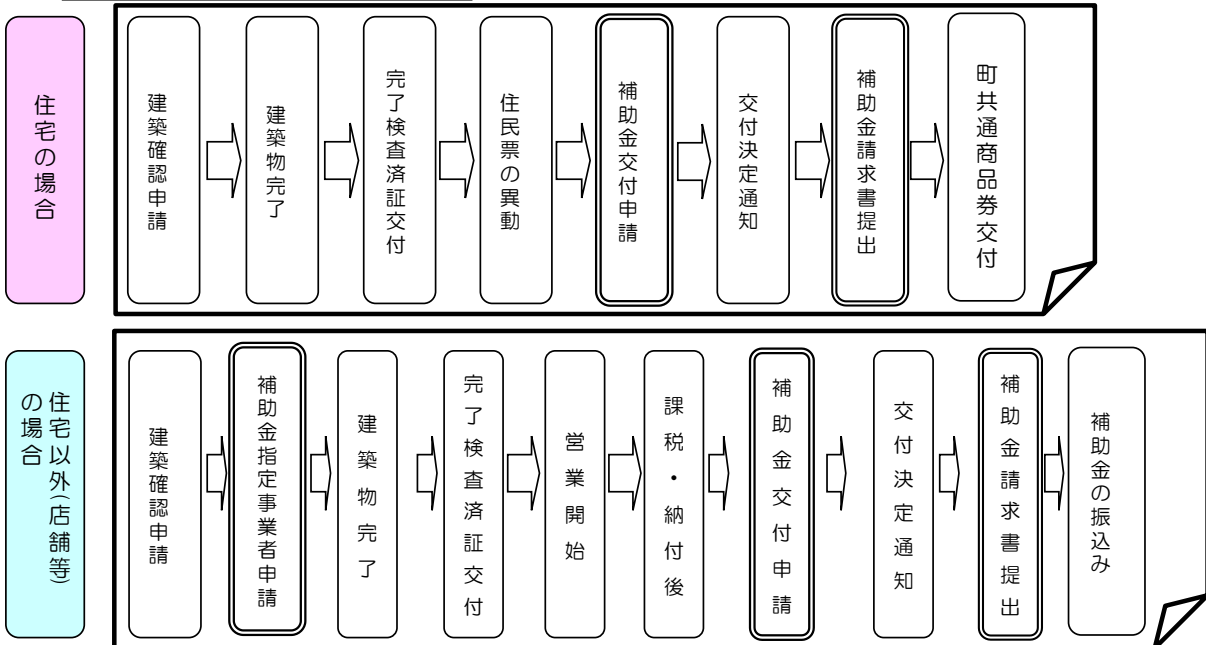


4-2. 固定資産税相当額の1/2を3年間補助します。

※注意事項

- ・建築基準法第建築物に関する完了検査等に適合していることの証明を受けた建築物であること。
- ・住宅以外は、工事着手前に指定事業者の申請が必要です。また補助金の交付申請は3年間毎年必要、ただし町税等に滞納がある場合は、受給できません。

補助金交付申請の流れ



① 住所・所有権の変更や住宅・店舗等の滅失があった場合には補助金の交付対象外となる場合があります。
 ② 親元近居住宅取得等支援補助金、田園集落まちづくり住宅新築促進事業補助金、結婚新生活支援補助金との併用はできません。

(参考) 旧母里村役場跡周辺地区の建築用途

計画区域内の建築物の制限 ○建てられる用途 ×建てられない用途 ▲条件付きで建てられる用途		A街区	B街区	C街区	D街区
住宅、共同住宅、寄宿舍、下宿		○	○	○	○
兼用住宅で、建築物の延べ床面積の1/2以上を居住の用に供し、かつ、店舗、飲食店、事務所等居住以外の用途が50㎡以下のもの ※非住居部分の用途制限あり		○	○	○	○
店舗、飲食店、事務所等(自家販売のための食品製造を行う店舗又はサービス業のための店舗で作業場の面積が50㎡以下のものを含む)		▲1	▲2	▲3	×
給油所		○	○	×	×
公共施設・病院・学校等	学校・給食センター	○	○	○	×
	図書館等	○	○	○	×
	派出所、一定規模の郵便局等	○	○	○	○
	神社、寺院、教会等	○	○	○	○
	診療所	○	○	○	○
	保育所	○	○	○	×
	公衆浴場	○	○	×	×
	老人ホーム、身体障害者福祉ホーム等	○	○	○	×
老人福祉センター、児童厚生施設等		○	○	○	▲4
工場・倉庫等	自動車車庫(附属車庫を除く)	▲5	▲5	▲5	×
	建築物に附属した自動車車庫	▲6	▲6	▲6	▲6
	自動車整備工場で作業場の面積が150㎡以下のもの	○	○	×	×
	農林水産物の生産・処理・貯蔵に必要な建築物等	○	○	○	×

(参考) 旧加古村役場跡周辺地区の建築用途

計画区域内の建築物の制限 ○建てられる用途 ×建てられない用途 ▲条件付きで建てられる用途		A街区	B街区
住宅、共同住宅、寄宿舍、下宿		○	○
兼用住宅で、建築物の延べ床面積の1/2以上を居住の用に供し、かつ、店舗、飲食店、事務所等居住以外の用途が50㎡以下のもの ※非住居部分の用途制限あり		○	○
店舗、飲食店、事務所等(自家販売のための食品製造を行う店舗又はサービス業のための店舗で作業場の面積が50㎡以下のものを含む)		▲1	▲2
給油所		○	×
公共施設・病院・学校等	学校・給食センター	○	○
	図書館等	○	○
	派出所、郵便局等	○	○
	神社、寺院、教会等	○	○
	診療所	○	○
	保育所	○	○
	公衆浴場	○	×
	老人ホーム、身体障害者福祉ホーム等	○	○
老人福祉センター、児童厚生施設等		○	○
工場・倉庫等	自動車車庫(附属車庫を除く)	▲3	▲3
	建築物に附属した自動車車庫	▲4	▲4
	自動車整備工場で作業場の面積が150㎡以下のもの	○	×
	農林水産物の生産・処理・貯蔵に必要な建築物等	○	○